

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年10月25日（平成28年（行情）諮問第649号）

答申日：平成29年4月17日（平成29年度（行情）答申第9号）

事件名：「諸外国の最新の軍事戦略の動向に関する調査・研究について（報告）」の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「「諸外国の最新の軍事戦略の動向に関する調査研究」に関して行政文書ファイル（主として研究内容に関するもの）に綴られた文書の全て。＊電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、「諸外国の最新の軍事戦略の動向に関する調査・研究について（報告）（統学研第2号。24.3.30）（原議、かがみ及び別冊表紙を除く。）」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年12月15日付け防官文第19768号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、本件対象文書の電磁的記録の特定を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

本件対象文書につき、電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これに該当する文書として「諸外国の最新の軍事戦略の動向に関する調査・研究について（報告）（統学研第2号。24.3.30）」を特定した。

本件開示請求に対しては、法11条の規定を適用し、まず、平成26年12月25日付け防官文第19165号により、特定した行政文書の原議、

かがみ及び別冊表紙（以下「先行開示文書」という。）について全部開示決定を行い，残余の部分（本件対象文書）について，平成27年12月15日付け防官文第19768号により全部開示決定（原処分）を行った。

本件異議申立ては，原処分に対してされたものである。

2 本件対象文書の電磁的記録について

(1) 本件開示請求を受け，本件対象文書を保有している統合幕僚監部において，書庫，倉庫及びパソコン内のファイル等の探索を行ったところ，当該文書は紙媒体でのみ管理しており，電磁的記録は保有していなかった。

(2) 本件異議申立てを受け，確実を期すために再度同様の探索を行い，本件対象文書の電磁的記録を保有していないことを改めて確認した。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は，「国の解釈によると，「行政文書」とは，「開示請求時点において，『当該行政機関が保有しているもの』」（別件訴訟における準備書面）である。」として，本件対象文書の電磁的記録についても特定を求めるが，上記2のとおり本件対象文書については電磁的記録を保有していない。

以上のことから，異議申立人の主張には理由がなく，原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- ① 平成28年10月25日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成29年4月13日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は，統合幕僚学校において行われた調査研究（以下「本件研究」という。）に関し，統合幕僚学校長が統合幕僚長に報告した文書（以下「本件報告文書」という。）の別冊のうち表紙を除く部分である。

異議申立人は本件対象文書の電磁的記録の特定を求めており，諮問庁は本件対象文書（紙媒体）を特定した原処分を妥当としていることから，以下，本件対象文書の特定の妥当性（電磁的記録の保有の有無）について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について，当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ，諮問庁の説明は次のとおりであった。

ア 本件研究の報告は，統合幕僚学校長から統合幕僚長に紙媒体で行われたものである。

イ 本件報告文書の原稿は、電磁的記録として作成されたものであるが、文書が完成した後は紙媒体を保存すれば足り、電磁的記録を保存する必要はなかったため、当該原稿は廃棄されている。

(2) そこで、以下検討する。

ア 諮問庁から本件対象文書の提示を受けて確認したところ、本件対象文書は、その記載内容から、本件報告文書の別冊の表紙以外の部分であり、先行して開示された当該別冊の表紙には手書きで修正を加えた箇所があることが認められるから、本件対象文書も紙媒体であることがうかがわれる。

イ また、本件対象文書の内容に照らし、原稿である電磁的記録は廃棄されたとする諮問庁の上記(1)イの説明が不自然、不合理とはいえない。

ウ さらに、諮問庁が、理由説明書(上記第3の2)において、本件開示請求及び異議申立てを受けて2度にわたり探索を行った旨の説明をしていることについても、その探索の範囲、方法が不十分であるとはいえず、ほかに本件対象文書の電磁的記録の存在をうかがわせる事情も認められない。

エ したがって、先行開示文書に係る答申(平成27年度(行情)答申第558号)と同様、本件対象文書についても、防衛省において、その電磁的記録を保有しているとは認められない。

3 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、諮問庁が、防衛省において本件対象文書の電磁的記録を保有していないとしていることは、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子